



# 島根県報

平成29年8月1日（火）

第2,925号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

保安林の指定 (森林整備課) 2

廃川敷地等の発生 (河川課) 2

**【公 告】**

特定漁港漁場整備事業計画の案の公表 (漁港漁場整備課) 3

**【雑 報】**

危険物取扱者試験の実施 (消防総務課) 3

**【正 誤】**

平成29年3月28日付け島根県報第2,889号中 (森林整備課) 4

平成29年6月30日付け島根県報第2,916号中 ( " ) 5

**告 示****島根県告示第419号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成29年 8 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 ラシック	訪問看護	訪問看護ステーションラ	大田市久手町刺鹿1376番地 2	平成29年 8 月 1 日
	介護予防訪問看護	シック		

**島根県告示第420号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年 8 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所  
大田市大森町字柏鼻上ミ平イ1345-1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第421号**

河川区域の見直しにより廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県出雲県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年 8 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 河川の名称  
二級河川堀川水系堀川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成29年 8 月 1 日

- 3 廃川敷地等の位置  
出雲市平野町字北長鳥1395-7
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 3.54平方メートル

## 公 告

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第4項の規定により次のとおり公告し、当該事業計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案に意見のある者は、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成29年 8 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 漁港漁場整備法第17条第4項の規定により縦覧に供すべき書類の名称  
出雲・石見地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の案
- 2 縦覧の期間  
平成29年 8 月 1 日から同月21日まで
- 3 縦覧の場所  
島根県農林水産部漁港漁場整備課、島根県松江水産事務所及び島根県浜田水産事務所

## 雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成29年度第2回及び第3回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定により公示する。

平成29年 8 月 1 日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 田 口 尚 文

- 1 試験の種類  
甲種危険物取扱者試験  
乙種危険物取扱者試験  
丙種危険物取扱者試験
- 2 試験日及び試験場所

区 分	試験日	試 験 場 所
第 2 回	平成29年11月 5 日（日）	出雲市、浜田市、隠岐の島町
第 3 回	平成29年11月12日（日）	松江市、大田市、益田市

- 3 試験の開始時間  
午前の試験 10時00分（9時30分までに集合すること。）  
午後の試験 13時30分（13時00分までに集合すること。）
- 4 受験手続

- (1) 受験願書提出先

書面申請（願書による受験申請）と電子申請（インターネットによる受験申請）の2通りのうち、いずれかによる。

## ア 書面申請の場合

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部（願書を持参又は郵送のこと。）

## イ 電子申請の場合

一般財団法人消防試験研究センターのホームページに詳細掲載

ホームページアドレス <http://www.shoubo-shiken.or.jp>

## (2) 受験願書受付期間

## ア 書面申請の場合

平成29年 8 月 29 日（火）から 9 月 12 日（火）まで（郵送の場合は、9 月 12 日の消印有効）

## イ 電子申請の場合

平成29年 8 月 26 日（土）午前 9 時から 9 月 9 日（土）午後 5 時まで（受付期間中、24 時間受け付ける。）

## (3) 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 5,000円

乙種危険物取扱者試験 3,400円

丙種危険物取扱者試験 2,700円

## 5 その他

## (1) 書面申請の場合

## ア 受験願書用紙配置場所

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター（事務所）、各消防本部及び各地区危険物保安協会

## イ 郵送により受験願書を請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型 2 号封筒（A 4 サイズ）を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

## ウ 問合せ先

〒690-0886 松江市母衣町55 島根県林業会館 2 階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

## (2) 電子申請の場合

## 問合せ先

一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室

専用電話 0570-07-1000（有料）

受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

**正****誤**

平成29年 3 月 28 日付け島根県報第2,889号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第141号中	大田市三瓶町池田字榎原2705から2707まで、2711	大田市三瓶町池田字榎原2711

平成29年 6 月30日付け島根県報第2,916号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第362号中	大田市三瓶町池田字榎原2705から2707まで、2711	大田市三瓶町池田字榎原2711